

大学等に求められる外国人留学生の「適正な在留管理」とは？

～「適切な受入れと在籍管理の徹底」と「指導指針ガイドライン」について～

本誌編集部

文部科学省（文科省）は2024年4月、各大学及び高専の長に宛て「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」（指導指針）を発出した。さらに今年、2026年4月には「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について」という文書と、2024年指導指針の具体的な運用・解釈に関しての「ガイドライン」が続けて出された。

これらの文書は今年1月23日に関係閣僚会議において決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（総合的対応策）を受けての、外国人に対する施策展開の一環として位置付けてもよいものであろう。それぞれ個別の発出文書の詳細は文科省、出入国在留管理庁（入管庁）のホームページに譲るが、これらは「在留管理」をキーワードとして、文科省、入管庁からその時々で類似、関連するものが続けて発出されており、最新の情報がどれで、それらがどこにあるのかわかりづらい状況となっている。

実は、この大学等における留学生の在留管理問題の端緒は、2018年に発覚した東京福祉大学の留学生大量喪失問題の対処のために、2019年6月に出された「留学生の在留管理の徹底に関する新たな対応方針」¹（文部科学省・出入国在

留管理庁）以降、くすぶり続けていた問題だったと言えよう。2019年から2022年までのコロナ禍の時期、留学生数が激減したことで一時的に棚上げ状態となるが、2023年に「日本語教育機関認定法」が成立し日本語能力についての枠組みが整えられたことなどで、政策的な方向性づけに影響が与えられたと言えよう。

しかしながら、これら大学等に対する「在留管理」の指導は、日本語教育機関にとっては長年入管庁の下で厳密に実施されてきたものであり、特に目新しいものではない。日本語教育機関にとっては自校で留学生を受入れるということは、学内での「学習指導」「在籍管理」だけでなく、外国人留学生を受け入れた当事者として、行政手続きやアルバイト、生活支援・指導まで含んだ「在留支援」や「在留管理」も担ってきたのであり、今回大学等に発出された一連の指針や通知は、まさに日本語教育機関と同じレベルでの在留支援・指導・管理を求める方向性を明確に示したということになろう。

ここでは、まず2019年以降、文科省、入管庁より出された各種文書を時系列で整理しつつ、現状でキーとなる文書を取り上げ、内容を要約しその主旨を解説、把握することとしたい。

1. <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004308.pdf>

2018年 東京福祉大学で大量の留学生を研究生として受入れ1600人が行方不明になるという事態が起きた。これに対し文科省、入管庁は実地調査を行い、同大学での在留資格「留学」の付与を認めないという措置を取った。これを契機に文科省、入管庁は連携して各大学等に対し留学生の在籍状況の定期報告を求め「在留管理費適正大学」「慎重審査対象校」を指定・公表するようになった。

www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2019/06/11/1417927_1.pdf 東京福祉大学への調査結果及び措置方針 2019年6月11日 文科省・入管庁

【「留学生の在留管理」等に関する行政文書（2019年以降）一覧】

発出年月	タイトル	担当省庁
2019年（令和元年）6月	留学生の在留管理の徹底に関する対応方針	文科省・入管庁
	東京福祉大学への調査結果及び措置方針	文科省・入管庁
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2019/06/11/1417927_2.pdf		
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2019/06/11/1417927_1.pdf		
2023年（令和5）6月	日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（日本語教育機関認定法 2024年4月施行）	文科省
https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02665.html		
2024年（令和6年）2月改定	留学生の卒業後等における教育機関の取組の考え方について 2015年（平成27年）1月策定	入管庁
https://www.moj.go.jp/isa/content/001410884.pdf		
2024年（令和6年）4月	外国人留学生の在籍管理が適切に行われない大学等に対する指導指針	文科省
	「留学」に係る上陸基準省令の改正	入管庁
	「著しく不適切な受け入れ体制」の考え方	入管庁
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305_00002.htm		
https://www.moj.go.jp/isa/content/001417661.pdf		
https://www.moj.go.jp/isa/content/001417377.pdf		
2024年（令和6年）11月	「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」における退学者及び除籍者の算定に係る帰責性の考え方について	文科省
https://www.mext.go.jp/content/20241107-mxt_kotokoku01-000035694.pdf		
2024年（令和6年）12月一部改定	留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針に基づく措置についてQ & A（2024年4月26日策定、9月30日一部改訂）	入管庁
https://www.moj.go.jp/isa/content/001417662.pdf		
2026年（令和8年）2月	外国人留学生の在留管理の適性を欠く大学の「改善指導校」指定について	文科省
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1412692_00005.htm		
2026年（令和8年）3月	高等教育機関へ入学するための日本語能力について	入管庁
https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00022.html		
2026年（令和8年）4月	在留資格「留学」に係る適正化について	入管庁
https://www.moj.go.jp/isa/content/001461177.pdf		
2026年（令和8年）4月	外国人留学生の適切な受入れ及び在留管理の徹底等について	文科省
	「外国人留学生の在留管理が適正に行われない大学等に対する指導方針」の運用に関するガイドライン	文科省
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm		
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305_00006.htm		

1 外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針 文科省 2024年（令和6年）4月

- 1-1 対象学校：大学及び高等専門学校
- 1-2 対象学生：正規課程、非正規課程に在籍する外国人留学生

1-3 指導方法：

- （1）在籍管理状況調査：退学者、除籍者、所在不明者の毎月の定期報告
- （2）改善指導対象校の指定：毎年5月1日（基準日）における退学者等が5%を超えるときは「改善指導対象校」として指定、公表。後、二年度において退学者等が5%以下の場合には「改善指導対象校」の指定を解除、公表。
- （3）在籍管理非適正校の指定：3年連続「改善指導対象校」として指定された場合は「在籍管理非適正校」として指定、公表。出入国在留管理庁（入管庁）へ通知
- （4）在籍管理非適正校の解除：非適正校指定後、3回在籍管理適正（退学者等が5%以下）になった翌年度、または留学生の在籍が0になった場合。

1-4 施行：

2024年4月以降の退学者等から適応開始
2025年度以降から「改善指導対象校」の指定開始
2027年度以降から「在籍管理非適正校」の指定開始

- 1-5 改善指導に当たっては入管庁からの情報提供を受け、合同で実施。

2 外国人留学生の適切な受入れ及び在留管理の徹底等について 文科省 2026年（令和8年）4月

- ・ガイドラインで最低限の留意事項を示す。
- ・正規性、非正規性（別科生・研究生・聴講生・科目等履修生等）に関わらず、ガイドラインに留意し在留管理の徹底等、適切に行う。

2-1 適切な受入れ及び在留管理の徹底

（1）適切な受入れ

- ・日本語力がB2以上。
- ・「日本留学試験」やICTによる試験で渡日前入学の実施。
- ・教育体制の現状に見合わない過大な数を受入れない。

（2）適切な在留管理の徹底

- ・学業成績・資格外活動（週28時間以内）の適格な把握。
- ・生活に関する注意事項、心身の健康管理支援
- ・長期欠席者、学業成績不良の者に対する連絡・指導の徹底。対象学生への退学協議。
- ・退学処分に当たって大学等が責任をもって帰国・進学・就職指導を行う。

（3）留学生別科、研究生、聴講生、科目等履修生等について。

- ・非正規性の無秩序な規模の受入れは厳に慎む。
- ・非正規性も日本語で授業を行う場合はB以上の日本語力があるか確認。
- ・科目等履修生は適切に単位を授与する必要。
- ・研究生・聴講生は1週間10時間以上の授業時間が必要。
- ・非正規生でB2以下の日本語能力の留学生に、もっぱら日本語教育を行う場合は「日本語教育機関認定法」に基づく認定が必要。

2-2 卒業後等における教育機関の取組等について

「留学生の卒業後等における教育機関の取組の考え方について」2015年平成27年1月を参照

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001410884.pdf>

卒業等した場合の在留資格関係手続、所在不明となった外国人留学生の届出

2-3 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告について

前月中に退学（転校・転学を含む）、除籍、所在不明である者について、毎月10日までに報告（1か月間、直接連絡を取ることができない者。長期休暇期間中は大学が連絡を取る頻度に準じる）。所在が確認できるまで、毎月報告。

2-4 外国人留学生数及び全学生数（いずれも非正規性を含む）の報告について

外国人留学生は5月1日、11月1日を基準日とし、全学生数は5月1日を基準日とし文科省に報告することを要請。

3 「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」の運用に関するガイドライン 文科省 2026年4月策定

3-1 外国人留学生の「受入れ」で実施すべき最低限の留意事項

（1）入学者選抜における留意事項

- ① 入学志願者の能力・意欲・適正等の適切な判定

筆記・面接試験等（オンライン）による実質的確認

- ② 日本語能力などの能力基準の明確化、適正水準の維持

日本語教育の参照枠 B2以上が目安

試験機関や認定日本語教育機関発行の客観的証明書。それ以外（告示教育機関での600時間以上の学習証明など）は筆記・面接試験（オンライン）の実施を推奨。

入学者選抜の公平性・公正性の確保

- ③ 年齢、学歴、経費支弁能力の多寡による配点設定により、合否判定することは不適切であることに留意。

（2）入学許可を行うにあたっての留意事項

① 経費支弁能力の確認

各種書類の提出、入学希望者への面接の実施により「学費（入学金・実験実習費などすべての経費）」「生活費」を含めた「在留するために必要な一切の経費の支弁能力」の確認をすること。

確認方法：銀行預金残高証明書、公的機関発行の年間収入証明書など。必要額についてはJASSO『私費外国人留学生生活実態調査』等を参照

- ② 卒業した日本語教育機関の出席率の確認
出席率8割以上を目安とする、など。

（3）適切な定員管理、教育体制の整備

- ① 収容定員に基づいた定員管理
過大な数とならないよう留意
- ② 十分な教育環境確保、安易な受入れ防止
大学設置基準を踏まえた環境確保。十分な教育・生活指導体制の整備

3-2 外国人留学生の「在籍」に当たって実施すべき最低限の留意事項

- （1）日本語など必要な能力の習得支援

- ① 語学講座、補講等による語学能力の習得支援
日本語教育参照枠 B2 以下の者、専門分野の
高度な教育研究実践で不安を感じる者等へ
の語学力習得支援

(参考) 独自試験やプレイスメント試験の結果を踏まえて対象者を判別する。語学講座や補講の受講を進級要件等を含め必須とする、など

(2) 学修・生活支援、心身の健康管理等支援

① 学修、生活等支援と必要な体制整備

学修、生活、課外活動、進路選択、心身健康管理に対する指導・支援を実施。担当教員、事務職員を適切に配し、実質を伴う支援を行う体制を整備。指導支援の継続性、実効性向上のため適切に記録を残す。

② 実質を伴う学習支援の実施

取得単位数・学業成績・出席率等で判別基準を定め、的確に把握し、関係教員間で連携を強化する。面談やフォローアップにより実質的支援を実施する。

③ 長期欠席者や成績不良者への対応

連絡・指導を徹底し、改善しない場合は留学生と退学について協議。休学、一時的帰国など状況を踏まえた対応を行う。

(参考) アカデミックアドバイザー、専門的な教育を受けた留学生アドバイザーを配置

(3) 資格外活動の的確な把握

① 資格外活動許可要件の周知

オリエンテーション等で資格外活動許可要件(1日28時間以内、長期休業期間中は1日8時間以内)を周知。

② 資格外活動状況の把握

1単位45時間の学修を前提とし、資格外活動状況を的確に把握

(参考) 資格外活動許可の有無、就業先の機

関名称、就業内容、就業時間の把握。就業状況が変更した時の届出。関係教職員が連携して適切な指導を実施。

(4) 所在不明者への対応

① 文部科学省への報告

出席状況や指導実施状況が確認できなくなった後、1カ月連絡を取れない場合は所在不明者として文部科学省への定期報告で報告する。

3-3 「在籍修了」にあたって実施すべき最低限の留意事項

(1) 退学者・除籍者への対応

① 帰国や進学・就職の指導等の実施

退学等の処分の際は不法滞在にならないよう帰国、進学・就職の指導を行う。指導に当たっては「留学生の卒業後等における教育機関の取組の考え方について」(2025年1月 入管庁)に留意。

② 入管庁への届出

「卒業や退学等によって留学生の受入れを修了した場合は入管庁へ届け出るよう努める」(入管法第19条の17)

「3か月以上所在不明となっているときは、退学または除籍等によって受入れを終了し入管庁へ届け出るよう努める」(同上)

4 「著しく不適切な受け入れ体制」の考え方 入管庁 2024年(令和6年)

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令

「留学」二の二 申請人が教育を受けようとする教育機関が、当該教育機関において教育を受ける外国人の出席状況、法第十九条第一項の規定の遵守状況、学習の状況等を適正に管理する

体制を整備していること。

留学生の受入れが「著しく不適切」と判断される例示

4-1 出席状況を適切に管理していない場合。

出席状況が適切に管理されないことにより退学・除籍・行方不明者が相当数発生している場合。

4-2 資格外活動の状況を適正に管理していない場合

「教育を受ける活動を適正に行っているとは認められない留学生が相当数発生しているが改善指導を行わず、改善の見込みがない場合」

- ① アルバイトが主目的となっている学生
- ② 出席不良と過度な就労が結びついている学生
- ③ 学業継続の意思・実態が認められない学生。

学校側の対応の問題。

- ・ 学校が勤務先を把握していない
- ・ 週 28 時間超過の疑いを放置している
- ・ 面談や指導記録がない
- ・ 出席不良とアルバイト過多の関係を調査していない

4-3 学習の状況を適切に管理していない場合

「学習の状況を適切に管理する体制を整備していない」と判断される場合

- ・ 留学生の収容定員数、在籍者数の過度な増加
- ・ 最低限必要な日本語能力を有しない者の多数受入れ
- ・ 仲介会社の有無や経費支弁能力の確認が不十分
- ・ 留学生受入れ規模に見合わない脆弱な組織体制・就学環境
- ・ その他、教育を受ける活動を適正に行ってい

るとは認められない状況

4-4 留学生に対し人権侵害を行い、法令に違反する行為を唆し、もしくは助けている場合

人権侵害行為

- ・ 旅券や在留カードの取り上げ
- ・ 意に反して除籍・退学・帰国させる行為
- ・ 進学、就職、転校のために必要な書類を発行しないなど進路選択を妨害する行為
- ・ 暴力、セクシャルハラスメント、人種差別的発言

法令に違反する行為

- ・ 出入国管理法例に定める違反行為
- ・ 犯罪行為を含めた法令違反行為

4-5 教育を受ける活動を適正に行っているとは認められない留学生が相当数存在するが、是正措置が適切に取られていないとき

「教育を受ける活動を適正に行っているとは認められない留学生が相当数存在する」判断基準

- ・ すべての留学生の 6 か月の出席率が 7 割を下回る
- ・ 1 暦年中に入学した留学生の 3 割以上が、在留期間更新または在留資格変更を受けずに超過滞在になる

5

「外国人留学生の在籍管理が適正に行
われない大学等に対する指導指針」
における退学者及び除籍者の算定に
係る帰責性の考え方について

文科省 2024年（令和6年）11月

「各対象学校の在籍管理に帰責性のない要因」
の範囲の考え方についての例示。

記載内容はあくまで例示であり、個別具体の事
情によっては帰責性についての判断は異なり得
ることも留意。

○原則、帰責性がないと考えられるもの

要 因	考え方、考慮する点
家計急変、疾病（本人）、死亡（本人）	
交換留学生等の留学期間満了	
本人の心身に関する事情、家庭の事情、妊娠出産	学校生活中的フォローが適切だったか。 本人の心身に関する事情であった場合、学校生活 に起因するものではなかったか、ケアなどが適切 になされていたか。

○帰責性についての判断が分かれるもの

要 因	考え方、考慮する点
授業料未納	受入れ時の支弁能力確認が適切だったか。奨学金 制度などを紹介出来ていたか。 家計急変によるものではないか。
他機関への転学、就職	受入れ時の確認・ミスマッチ防止の取組が適切 だったか。 学校生活中的フォローが適切に行われていたか。
就学意欲の低下、成績不良、素行不良	留学生への指導体制は適切に構築されていたか。 学校生活中的フォローが適切に行われていたか。

○原則、一定の帰責性があると考えられるもの

要 因	考え方、考慮する点
在留資格の更新不許可・取り消し・退去強制	受入れ時の確認・ミスマッチ防止の取組が適切 だったか。学校生活中的フォローが適切に行われ ていたか。 留学生への指導体制は適切に構築されていたか。

6

高等教育機関等へ入学するための日本語能力について 入管庁 2026年（令和6年）3月更新（文 書に日付がないため内容から推定）

6-1 大学等へ入学する場合

- ① 日本語能力試験（JLPT）N2 以上【実施団体：（公財）日本国際教育支援協会、国際交流基金】
- ② 日本留学試験（EJU）の日本語（読解、聴解、聴読解の合計）が 200 点以上【実施団体：日本学生支援機構】
- ③ BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上【実施団体：（公財）日本漢字検定協会】
- ④ JPT 日本語能力試験 525 点以上【実施団体：（一社）日本語能力試験実施委員会】

【免除対象者について】

- ①～⑥までの要件を満たす場合は日本語能力要件を免除（日本語教育の参照枠 A1 相当【授業時間 150 時間】、日本語能力試験 N2 相当【授業時間 800 時間】）
- ① 大学別科入学から課程修了まで学費が全額支給される国費、外国政府派遣留学生等
- ② 寮に入寮する場合は寮費が全額支給されること
- ③ 送出国の大学の推薦を受け、課程修了後は帰国し、得た知識を本国に還元することが見込まれること
- ④ ①～③まで大学や国の機関と学生の間で文書による合意があること
- ⑤ 大学の別科から同一大学へ進学後、初年度は科目の半数が外国語で授業が行われること
- ⑥ 受入大学が適正校の選定を受けていること

6-2 専修学校、各種学校等へ入学する場合（もっぱら日本語教育を受けようとする場合を除く）

- ① 法務省告示日本語教育機関、認定日本語教育機関の留学のための課程で 1 年以上の日本語教育を受けたもの
- ② 日本語能力を試験により証明されたもの【6-1 ①～④の基準】
- ③ 「学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く）において 1 年以上の教育を受けた者

6-2 在留資格「留学」で日本語能力を測定する日本語試験の作成のためのガイドライン

2026 年（令和 8 年）3 月 2 日、「在留資格「留学」により本邦の教育機関において教育を受けるために必要な日本語能力を測定する日本語試験の作成のためのガイドライン」を策定。日本語試験の追加を要望する場合は書類を入管庁に提出

東京都で暮らす・働く・学ぶ在留外国人のための 14 言語相談

東京都多言語相談ナビ！

2025 年末現在、日本の在留外国人数は、過去最高の約 412 万 5395 人で、この 10 年間で 2 倍近くに増加している。特に東京都にはその 20% にあたる、およそ 78 万人の外国人が在留しており、その出身地域もかつての東アジア中心から、ベトナムやネパール、ミャンマーなどに拡大し、多国籍化が進んでいる。

1 月 23 日に「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」より出された「秩序ある共生のための総合的対応策」でも「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」が取り上げられており、政府でも地方自治体における「外国人支援コーディネーター養成」のための研修を行うなど、積極的な取り組みが行われている※。

※ 外国人の受入れ・秩序ある共生のための 総合的対応策 Ⅲ-3 68P～73P

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikokujinzai/pdf/kettei_sougoutekitaiousaku_honbun.pdf

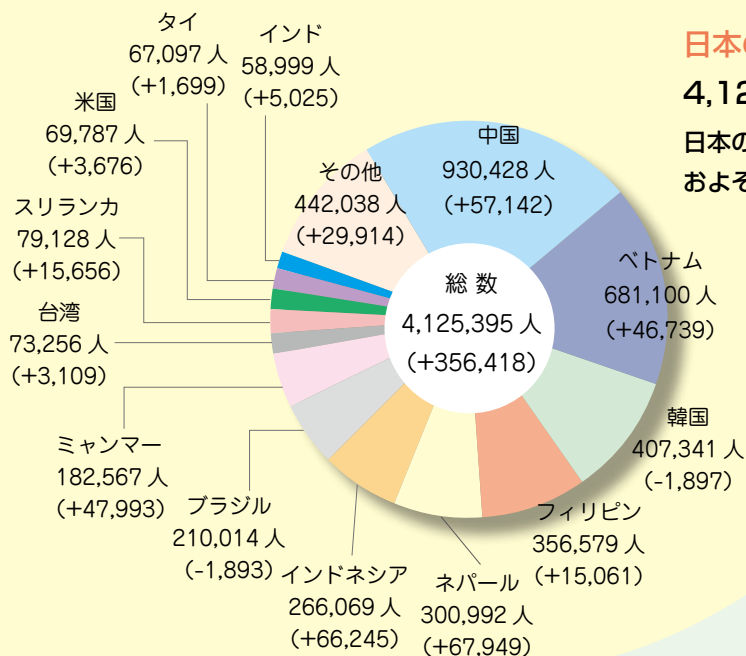
日本の在留外国人数（25 年末現在）

4,125,395 人

日本の人口 1 億 2316 万 5 千人の 3.3%
およそ 30 人に 1 人

（出入国在留管理庁統計資料より）

（ ）内は前年末比

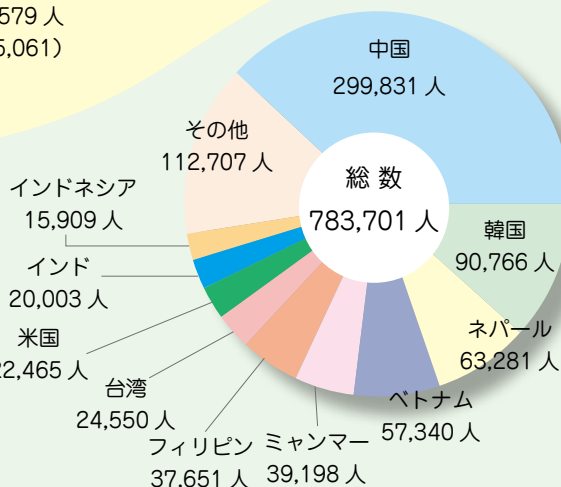


東京都の在留外国人数（26 年 1 月現在）

783,701 人

東京都の人口 1427 万人の 5.5%
およそ 18 人に 1 人

（東京都庁統計資料より）



東京都は2020年10月1日に「多文化共生社会づくり」と「共助社会づくり」を通じて、地域コミュニティの活性化を支援する団体として、**東京都つながり創生財団**を設立した。財団では、14言語に対応する電話相談窓口「東京都多言語相談ナビ(TMC Navi)」を運営している。ここには日々どのような相談が寄せられて、どんな対応を行っているのか。多言語相談ナビについて、財団に話をうかがった。



東京都多言語相談ナビ 0120-142-142 ※通話料無料

(利用できる言語) やさしい日本語、英語、中国語、韓国語
ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、タガログ語
ベトナム語、ヒンディー語、ネパール語、フランス語、インドネシア語

(相談できる日時) 月曜日～金曜日(祝日、年末年始は休み) 10時～16時

毎日、14言語で対応できる体制が整っているのですか？

受付時間内であれば14言語全てに対応しています。担当言語のスタッフが不在、あるいは別件対応中という場合は、提携先の通訳会社に電話を回せるようになっています。

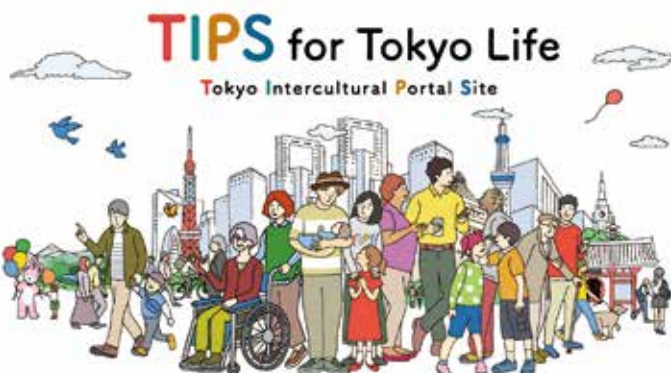
年間どのくらいの相談があるのでしょうか？

2025年度の相談件数は、4,258件でした。2024年6月にフリーダイヤル化して以来、件数が増えています。また、「母語で相談できる」

という情報がクチコミで広がり、その言語の利用者が増えるケースもあります。

相談が多い言語は、やはり英語や中国語ですか？

実は「日本語」が最も多いです。それに英語、中国語が続きます。ただし日本語で相談がはじまる場合でも、話が込み入ってきたり感情が高ぶってきたりすると、母語で話されることが増えることもあり、そうしたときは相談員もその言語の担当者に代わります。



東京都つながり創生財団では、東京で生活する外国人と、その支援者に向けて情報を発信するポータルサイト「東京都多文化共生ポータルサイト(TIPS)」も運営している



言語による相談内容の特徴はありますか？

大きな違いはありません。生まれた時から歳をとって亡くなるまで、日常生活に関わることがほとんどです。例えば、「子どもが産まれたけれど支援金はどこでもらえるのか」、「全てを任せていた配偶者が亡くなってしまい、これからどうしたらいいのか」…といったことですね。

相談を受ける上で、重視されていることはなんでしょう？

医療や法律といった専門分野について、私たちは答えることはできません。専門的な回答が必要とされる場合は、それぞれ確実なアドバイスができる場所に繋ぐようにしています。名前に“相談ナビ”とある通り、そうしたナビゲーションの役割が最も多く、設立以来の重要なミッションと考えています。

難しいと感じていることはありますか？

その方が困っているということはよくわかるのですが、いろいろなお話をされる中で、結局何を相談したいのかわからない場合があります。そういった時にうまく要点を引き出していくことに難しさを感じています。また、例えば「お子さんに障害がありケアが必要なのに母親が病気で入院してしまった。さらに家には介護すべ

き高齢者がいる…」といったように、一人の方が抱えている問題が多岐に渡っているケースが最近見受けられます。こうした問題はまさに日本人が抱えているものと同じなのですが、それぞれ必要な機関に相談できる日本人とは違い、多言語相談ナビでは相談者は様々な分野にまたがるお悩みをまとめてお話されますから、どう切り分けて整理し、どこにナビゲートするかを慎重に考える必要があります。

一度の電話で繋ぎ先を案内できなかった場合は？

調査のために時間をもらい、スタッフ間で知恵を出し合ったり、状況によってはご本人の許可を得て区市町村の窓口と情報を共有したりしながら、繋ぎ先を検討します。たらい回しのようなことにならないよう、適切な窓口に繋げるよう努めています。

一般の相談とは別に、在留相談や弁護士相談が用意されています。

月に一回予約制で、東京出入国在留管理局の専門家に、在留資格などについて相談できる日を設けています。ただし、四ツ谷のフレスク(FRESC＝外国人在留支援センター)に行けば直接相談ができますから、可能な方にはそちら

を案内するようにしています。

弁護士相談については、対面またはオンラインで行っていますが、このときの通訳は委託先の通訳業者が担当しています。法律相談で近年多いのは、会社や学校とのトラブル、住まい、結婚や離婚のことなどですね。

ありがとうございました！

.....

東京都多言語相談ナビは、東京都に住所がある、または通勤や通学をしている人が対象となる

が、外国籍住民の多い自治体では言語数の違いこそあれ、多言語の生活相談窓口を設けているところが増えている。最近では窓口でAIによる通訳サービスを導入する動きも進んでいると聞くが、やはり直接母語で気持ちを伝え、話を聞いてもらえる人＝相談員の存在は海外生活を送る外国人にとって、この上なく心強いものであるはずだ。人材の確保は容易ではなさそうだが、各機関が連携しての通訳サービスなども存在するとのことで、地域の在留外国人が取り残されることが無いよう、こうしたサービスのさらなる充実を期待したい。

公益財団法人 東京都つながり創生財団

〒163-0808 東京都新宿区西新宿2丁目4-1 新宿 NS ビル 8F

TEL 03-6258-1223 (代表) ホームページ <https://www.tokyo-tsunagari.or.jp>

「人」と「人」をつなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する団体として設立された東京都の政策連携団体。「様々な人が安心して暮らせる多文化共生社会づくり」と「相互に助け合う共助社会づくり」の2つの柱を軸に、事業を推進している。多文化共生の分野では、外国人相談に加え、「東京都多文化共生ポータルサイト (TIPS)」などを通じた在住外国人等に向けた情報発信や、日本語が母語でない人とのコミュニケーションに役立つ「やさしい日本語」の普及啓発など、広域的な立場から様々な事業に取り組んでいる。また、共助社会づくりの分野では、ボランティア文化の定着を目指し、ボランティアの魅力や活動情報などを発信するほか、区市町村と連携し、地域コミュニティの中核である町会・自治会の活動支援も進めている。



東京都つながり創生財団ホームページ